

により、2005年1月から失業給付の請求権を持たない就労能力のある失業者であって家計的に扶助が必要な状態ある者に対しては「失業給付Ⅱ」が支給され、就業能力のない者に対しては、「社会給付」(Sozialgeld)が支給されることとなった。

5 社会福祉施策

(1) 社会福祉施策全般

社会福祉施策は補完性の原則に貫かれている。すなわち、①民間サービスの独立性とその公的サービスに対する優先性が基本法(憲法)で定められ、②社会保障については、まず社会保険で国民のリスクに対応し、それでも対応できない場合に初めて社会福祉の対象とするという構造になっており、③公的部門も、まず基礎的自治体(Gemeinde；日本の市町村に相当)が第一義的な権限と責任を有するものとされている。

日本のように社会福祉サービスの内容を法律で定めおらず、社会福祉サービスの内容はその実施主体により異なる。

民間サービスが福祉サービスに占める役割も大きく、特に民間6団体といわれる①カトリック・カリタス連合、②プロテスタント・デアコニー事業団、③社会民主党・労働福祉協会、④中立・無宗教団体、⑤ドイツ赤十字及び⑥ユダヤ教団体が重要な役割を担っている。日本の社会福祉法人に該当するものは存在しない。

(2) 高齢者保健福祉施策

a 高齢化の状況

連邦統計局によると、2003年には、全人口が8,253万人であるのに対し、65歳以上人口は、1,468万人であり、高齢化率は18.0%となっている。今後の高齢化率は、中位推計では2010年で20.2%、2030年で27.8%に達すると見込まれている。

b 施策の実施主体

サービスの実施主体は、公的セクターに限定されず、地方公共団体の他にも、民間福祉団体、教会等の民間の非営利団体や営利団体など、多岐にわたっている。

c 在宅サービス

在宅サービスは、主として訪問看護、在宅介護、家事援助、相談等保健・医療・福祉にわたり、総合的にサービスを提供するソーシャル・ステーションが実施している。対象は高齢者に限定されない。

d 施設サービス

施設サービスとしては、老人居住ホーム、老人ホーム、老人介護ホーム等が存在する。このうち、老人居住ホームは高齢者が極力自立した生活を送れるような設備のある独立の住居の集合体であり、個々の高齢者のニーズに応じて、必要な場合には身の回りの世話、食事等のサービスが施設側から提供される。老人ホーム、老人介護ホームはそれぞれ、日本の養護老人ホーム、特別養護老人ホームに相当する。

e 介護保険

(a) 公的介護保険制度の概要

原則として全国民が被保険者として強制加入(民間医療保険加入者は、原則、民間介護保険に義務加入)となる。なお、介護金庫が実施運営する制度を「社会介護保険」、民間医療保険会社が実施運営する制度を「民間介護保険」と称する。

財源は、保険料であり、国庫補助は行われていない。保険料率は1996年7月以来、賃金の1.7%(=被保険者負担分：0.85%+事業主負担分：0.85%)であるが、2005年1月より、子を有しない23歳以上の被保険者に関しては、1.95%(=被保険者負担分：1.1%+事業主負担分：0.85%)となった。

給付の要件は、要介護度及び介護給付の決定を受けることであるが、当該決定については、メディカルサービス(MDK、疾病金庫が地域に共同で設置し、医師、介護士等が参加)の審査を経て、介護金庫が最終的に決定する。

給付内容は、①在宅介護給付と②施設介護給付がある。

(b) 介護保険の給付内容

在宅介護給付には、①現物、現金給付(表2-69参照)、②ショートステイ(年間4週間、1,432ユーロ以内)、③代替介護(年間4週間、1,432ユーロ以内)、④介護用具

の支給・貸与(例：介護ベッド、車椅子、昇降装置)、⑤住宅改造補助(1件当たり2,563ユーロ以内)がある。

在宅介護給付を利用する場合は、原物給付と現金給付のいずれか単独でも、双方の組み合わせでも可能となっている。

施設介護給付については、介護度Ⅰで1,023ユーロ(月額)、介護度Ⅱで1,279ユーロ、介護度Ⅲで1,432ユーロ、特に重度なケースでは1,688ユーロとなっている。

〈表2-69〉ドイツの介護保険の給付内容

介護度	現物給付(ホームヘルプ、デイケア、ナイトケア)	現金給付(介護手当)
介護Ⅰ	月額384ユーロ	月額205ユーロ
介護Ⅱ	月額921ユーロ	月額410ユーロ
介護Ⅲ	月額1,432ユーロ	月額665ユーロ
特に重度なケース	月額1,918ユーロ	月額665ユーロ

(c) 介護サービス事業所

在宅介護サービス事業所は、1万600か所(2003年：連邦統計局)であり、そのうち、55%が営利団体立、43%が非営利団体立、2.0%が公立である。

施設介護サービス事業所は、9,743か所(2003年：連邦統計局)であり、そのうち、37%が営利団体立、55%が非営利団体立、7%が公立である。

(3) 障害者福祉施策

障害者福祉を行っている団体は、民間団体及び自治体などの公的団体であるが、民間団体、特に宗教団体の役割が大きい。サービスの内容としては障害者福祉施設の設置等が行われている。

(4) 児童健全育成施策

a 出産時の手当として、出産休暇を取得する女性に対し、疾病金庫又は連邦保険庁から1日につき就労禁止期間の開始前3か月間の平均手取り日額(母性手当)が支払われる。疾病金庫からは1日13ユーロ、連邦保険庁からは総額210ユーロが上限とされる。休暇期間中も平均賃金相当額が使用者から支払われ、母性手当を受給した場合にはその額が控除される。

b 子供のいる家庭と子供のいない家庭間の負担調整を行うために、子供のいる家庭は児童手当(原則として給与に対する所得税の源泉徴収額から税額控除され

る方法で支給)と児童扶養控除制度(所得控除方式で支給)いずれかを選択できる。1996年1月から始まった家庭政策の総合的な改善の一環として、その両者について、金額、支給年齢の上限、所得額の引上げ等大幅な改善が図られた。このうち児童手当は、所得の多寡にかかわらず、原則として、18歳未満のすべての子供を対象に支払われる。また、育児のために週19時間未満しか就労していない親は、子供が2歳に達するまでの間、育児手当を受給できる(所得制限あり)。

なお、年金計算上の評価の措置として、児童養育期間が認められており、子供を養育している者は、子供の誕生から3年間、保険料を支払うことなしに公的年金制度の強制加入者となり、その間の平均報酬に相当する保険料を支払ったものとして評価される。

c 3歳未満の子供を持つ親は、両親合わせて最長3年間休暇を取得するか、パートタイム労働に移行することができる。休暇中、子供が満2歳になるまでは育児手当が支給される。

d 託児所は0~3歳の乳幼児を対象とする。託児所の整備は、旧西独地域を中心に遅れている。例えば、ノルトライン-ヴェストファレン州においては、3歳未満の乳幼児数は、50万8,181人(2002年；連邦統計局)であるのに対し、託児所の定員数は、1万867人である。

2005年1月より、

- ① 幼稚園、託児所及びデイケアの定員数を2010年までに23万人分拡充すること、
 - ② 保育の質を向上させ、乳幼児の早期育成をはかること、
 - ③ 両親に対して様々な保育の選択肢を提供し、デイケアを拡充して評価すること、
- を目指す保育整備法が施行され、連邦政府は、州及びコミュニティ(市町村)に対し、失業扶助及び社会扶助の統合による経費削減等により浮いた費用から、毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することを可能にした。

6 近年の動き・課題・今後の展望等

(1) 概要

a 省庁再編

2002年9月の連邦議会選挙でさうじて過半数を